

# 保育の仕事イメージアップ広報業務委託仕様書

## 1 委託業務名

保育の仕事イメージアップ広報業務

## 2 業務の目的

業務量が多いイメージのある保育の仕事について、ICT活用等<sup>※1</sup>により、働きやすい職場づくりが進んでいる現場を動画等で紹介し、保育の仕事のイメージアップにつなげ、保育士のなり手増加につなげることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

## 4 経費の上限

2,250,600円（消費税及び地方消費税の額を含む）

## 5 業務の内容

### (1) 動画の作成

保育の仕事イメージアップに関するYouTubeの動画を、以下のターゲット別に作成すること。あわせて、それぞれの動画のサムネイルを作成すること。

#### ①小・中学生向け

- ・保育の仕事・魅力を紹介すること。（3～5分程度の動画を1本）
- ・作成する動画は、「おかやま まなびとサーチ」<sup>※2</sup>の「お仕事館」のカテゴリに掲載することとし、「保育士ってどんな仕事？」という切り口で、保育士の現場の一日に密着し、保育士の仕事内容、魅力が伝わる動画であること。
- ・動画の作成にあたり、実際の保育現場での取材・撮影を行う際は、事前に県と相談すること。

#### ②高校生以上向け

- ・ICT活用等により、働きやすい職場づくりが進む、保育現場を紹介すること。（1分程度の動画を1本以上）
- ・保育の仕事の魅力が伝わる動画であること。

### (2) 動画の広報

- ・YouTubeの動画広告費用を500,000円以上とすること。動画広告は、岡山県内に限定したものとし、1回あたりの投入金額、投入回数、ターゲットの設定等を、岡山県と協議し決定すること。
- ・動画の視聴回数の推移や視聴者層を分析する等の状況把握に努めるとともに、必要に応じて、より効果的な広告手法等を提案すること。

### (3) 成果物の納品

- ・業務が終了したときは、速やかに委託業務完了報告書（様式第1号）を作成し、動画データ等を収めたDVDを22枚納品すること。また、各媒体での啓発の実

施結果（視聴率、視聴数、動画広告実施結果等）を分析し効果検証をとりまとめて報告すること。

- ・動画の成果物（デザイン、データ等を含む。）は、MP4形式で納品すること。
- ・動画の作成に要したイラストやテンプレート等の素材は、県の要請に応じてデータにより提供すること。

## 6 成果物に関する権利の扱い

- （1）成果物に係る一切の権利（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）（特許権及び実用新案権（特許又は実用新案を受ける権利を含む。）を除く。）は、県に帰属する。
- （2）受託者は、案件の遂行前から受託者が保有する著作権、特許権等その他の知的財産権（以下「知的財産権」という。）を成果物に適用した場合には、県に対し、案件を遂行するために必要な範囲内で、成果物及び当該知的財産権を追加費用なく利用することを許諾するものとする。
- （3）成果物は、県が自由に二次使用できるものとし、成果物の二次使用に対し県にいかなる制限も課さない。
- （4）業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）の活用も可とする。その際には、受託者において、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。
- （5）成果物納入までに係る一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- （6）受託者は、成果物については、著作者人格権を行使しないものとする。

## 7 注意事項

- （1）業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- （2）業務内容に係る情報は、県の許可なく本業務以外で使用、複写、譲渡してはならない。
- （3）受託者は、業務の実施に当たって、データ（個人情報を含む）の漏えい、滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性、安全性の確保に努めるなど、セキュリティには万全の配慮をすること。
- （4）本仕様書は、業務の実施内容について示すものであるが、受託者は、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、この仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するため必要な事項は全て実施するとともに、従事者に周知徹底し、業務遂行に当たらなければならない。
- （5）本業務の実施に伴い、第三者との間に発生したトラブルについては、責任をもって対処すること。
- （6）本業務の再委託を禁止する。ただし、県の承認を得て本業務の一部を委託する場合を除く。

## 8 特記事項

- (1) 本業務の実施に当たり、この仕様書に記載のない事項については、県と受託者双方で別途協議するものとする。
- (2) 業務内容の詳細については、県と協議して進行すること。
- (3) 業務内容について疑義があるときは、県と協議し指示を受けること。

.....

※1 ICT活用等については、保育現場で主に活用されている3つの機能（保育に係る計画・記録に関する機能、園児の登園及び降園の管理に関する機能、保護者との連絡に関する機能）をそれぞれ有するシステムを想定している。

(参考資料)

- ・「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）

URL (<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12862028/www.mhlw.go.jp/content/000763301.pdf>)

- ・「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン 業務改善実践に向けた事例集」（令和4年3月）

URL (<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12862028/www.mhlw.go.jp/content/000928266.pdf>)

※2 小・中学生の学びのコンテンツサイト「おかやま まなびとサーチ」

URL (<http://www.okayama-c.ed.jp/manabi-to-search>)